

平成23年6月10日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成23年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	高平功悦君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 6 月 1 0 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6 月 1 0 日から 6 月 1 5 日まで 6 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1 号 「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する請願について (継続審査)

〃 第 5 報告第 2 号 平成 2 2 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 3 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 4 号 平成 2 2 年度松島町観欄亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 8 報告第 5 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 9 報告第 6 号 平成 2 2 年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 1 0 報告第 7 号 平成 2 2 年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 1 1 報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 1 2 議案第 6 0 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について (朗読説明)

〃 第 1 3 議案第 6 1 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (朗読説明)

〃 第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) について (朗読説明)

- 〃 第15 議案第63号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）
 - 〃 第16 議案第64号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）
 - 〃 第17 議案第65号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）
 - 〃 第18 議案第66号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）
 - 〃 第19 議案第67号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（朗読説明）
 - 〃 第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 〃 第21 松島町農業委員会委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町-----ほか1名であります。

それから、6番高橋利典議員、病院に今治療に行くということでございますので、若干会議におくれるということでございますので連絡を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、8番高橋幸彦議員、9番尾口慶悦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、あいさつと行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

まず、あしたで震災から3カ月になりますが、今回の未曾有の大地震と大津波で町内の至るところにつめ跡を残し、自然の脅威をまざまざと見せつけられたところであり、改めて今回

の震災により亡くなられた町民の方々に対し、追悼の意を表するとともに被災された町民の方々に対してお見舞いを申し上げます。

地震直後から議員各位及び町消防団を初め町内外の各団体、各企業、各ボランティア、町民の方々からの支援や支援物資をちょうだいし、また医療救援、給水支援、災害ごみ処理などに夫婦町の秋田県にかほ市を初め三重県、京都府、岡山県岡山市、倉敷市、広島県東広島市、長崎県佐世保市などの各地方公共団体からの人的支援を受け、さらには県内外の多くの方々から義援金、寄附金をちょうだいし、深く感謝申し上げます。町においても職員一丸となって一日でも早い住民生活の回復を初め、松島町震災復興推進本部を設置し、松島の復興推進に取り組んでいる状況であります。

なお、東日本大震災に伴う町の最新の被害状況については、本日お配りしております資料のとおりであり、下線部分が前回と比べて修正したものでございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が7件、条例等が2件、平成23年度補正予算が6件、それに諮問案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成23年3月2日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月2日に第1回松島町議会定例会を招集し、平成23年度一般会計予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

3月11日には、平成23年度東北地方太平洋沖地震発生と同時に災害対策本部を設置し、住民に対し防災行政無線により高台への避難を指示し、避難所の開設、水や食料の補給など人命優先の措置を最優先して初期対応に当たりました。それ以降、必要な都度、本部会議を開催し、災害対策を行ってまいりました。

新年度になりまして4月19日には行政区長会議を役場で開催し、被害状況及び災害対応の経過報告等について説明しております。

4月21日及び22日には、震災の影響により例年より2週間ほど遅くなりましたが、町内の各幼稚園、小学校及び中学校の入学・入園式が行われました。

4月22日には、議会全員協議会において震災に伴う平成22年度予算の予備費の充用、専決処分内容及び平成23年度予算の災害対応の事務事業の補正内容について協議させていただきました。

4月26日には、第2回松島町臨時会を招集し、東北地方太平洋沖地震に伴う町税の減免に関

する条例の制定、補正予算等につきましてご承認いただきました。

同じく4月26日には、陽徳院本堂において今回の東日本大震災の犠牲者を弔う物故者慰霊法要が行われ、吉田住職を初め僧侶15名が読経で犠牲者を慰霊し、議員各位並びに関係者同席によりご冥福をお祈りしたところであります。

4月28日には、第3回松島町臨時会を招集し、観欄亭等特別会計補正予算につきましてご承認いただきました。

5月16日には、ローマ教皇ベネディクト16世の代理としてオベール・サラ枢機卿が来町し、遊覧船デッキより鎮魂の祈りを捧げ、今回の東日本大震災の犠牲者のご冥福をお祈りしたところであります。

5月18日には、第4回松島町臨時会を招集し、町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご承認いただきました。

5月20日には、第5回松島町臨時会を招集し、補正予算につきましてご承認いただきました。

5月23日には、第2回宮城県町村長会議が開催され、新たに鈴木勝雄利府町長が会長に選出されたところであります。

6月6日には、第1回松島町建設審議会を開催し、長期総合計画第3次基本計画の案について説明し、ご意見をいただいております。

なお、震災後の4月3日以降におきまして今回の大震災に伴い宮城県知事を初め財務副大臣、内閣府大臣政務官、総務大臣政務官、文化庁長官、観光庁長官が来町し、被害状況の説明、現場視察を初め意見交換を行い、最大対応を視野に復旧に向けた支援などを要請したところであり、また6月4日には民主党岡田幹事長が来庁し、海岸広場において被害状況等を説明し、元気な松島をアピールしたところであります。

次に要望等でございますが、4月10日に参議院議員桜井 満財務副大臣に対し、東北地方太平洋沖地震による災害対応支援に係る要望ほか4件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。3月22日、4月20日、5月23日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・陳情・意見書等の受理は5件であります。内容は記載のとおりであります。国、県に対する要望は2件であります。東日本大震災に関する内容であります。

行政視察であります。6月3日に倉敷市市議会より公明党倉敷市市議団の皆様が4名来町しております。

会議等であります。3月2日の平成23年第1回松島町議会定例会を含め、総件数34件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載の内容のとおりであります。

議会だよりの発行です。5月1日にまつしま議会だより第106号が発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆さんには、大変ご苦労さまでありました。

委員会調査についてであります。4月26日に設置された東日本大震災復興対策特別委員会で4月28日に町内施設や道路等の現地調査をしております。また、5月6日及び6月3日に町長へ提言書を提出しております。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） おはようございます。13番後藤でございます。

それでは、宮城東部衛生処理組合議会関係について前回報告以降の報告をいたします。

去る3月23日、平成23年第1回宮城東部衛生処理組合議会定例会が宮城東部衛生処理組合議会会議室において開催をされました。

会議に付された案件は、監査委員の選任1件、条例2件、予算2件の計5件であります。

議案第1号は監査委員の選任につき同意を求めることについてでありますけれども、飯島喜一郎監査委員が再任をされております。

議案第2号は職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは一定の非常勤職員が育児休業等を取得することができるよう現行の条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第3号は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは給与から法定外控除について規定の整理が必要であることから所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は平成22年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第3号）についてであります。が、本年度末における最終所要額を把握し、歳入歳出の総額からそれぞれ327万を減額し、歳入歳出とも8億78万8,000円とするものでございます。

議案第5号は平成23年度宮城東部衛生処理組合会計予算であります。平成23年度の予算編成に当たっては、分担金及び負担金を除く歳入にあっては可能な限り財源確保に努めるとともに、歳出にあっては退職者2名分を不補充とし、アウトソーシングを行い経費の削減及び物件費の経費削減による減額等により前年度と比較し500万円、率にして0.61%の減の編成になり、歳入歳出総額をそれぞれ8億1,600万円とするものであり、議案第2号から議案第5号まで、審議の結果、原案のとおりそれぞれ可決いたしました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会の報告といたします。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） それでは、私の方から塩釜地区環境組合の報告をさせていただきます。

平成23年当初予算議会が3月28日招集されまして、会期は1日であります。質疑を経まして原案可決されました。

可決された予算内容と申しますと、予算総額が3億9,800万円であり、前年比400万円の増となっております。

歳入の内容といたしましては、構成市町よりの負担金が3億5,318万円、ほか5項目でございます。本町における負担金内訳は環境センター管理費負担金5,132万7,000円、前年比3.5%の増、環境センター管理費投資的経費負担金1,944万9,000円、前年比4%の増、火葬場管理費負担金329万円、前年比2.5%の増、火葬場管理費投資的経費負担金28万、刑7,394万6,000円となっております。

歳出についての内容を申し上げます。主なものは衛生費でございます。1億8,222万9,000円ほか5項目の歳出となっております。歳出の特徴といたしまして、総務費の職員人件費を見ますと前年比で3.2%の上昇でございます。また、衛生費では1.4%のアップとなっております。

それと、火葬場移転関係についてお知らせいたします。昨年は600万円を要し、移転計画を進めてまいりました。本年度は200万円をもって新火葬場の運転手法を検討していくこととなりました。具体的に申しますと、PFI導入、指定管理者活用等を含めて手法を検討していくものでございます。

以上をもちまして報告を終わります。組合議員・高橋辰郎、同じく阿部幸夫。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 平成23年度の第1回塩釜地区消防事務組合定例会の報告をさせていただきます。

3月28日午後1時から新しくなりました塩釜地区消防事務組合の庁舎1階会議室で行いました。おかげさまで地震等々で工事幾らかおくれたんですが、塩竈消防署の庁舎がほぼ完成いたしましたして一部利用しております。今回は当初予算ということで第1号議案から第4号議案で審査をさせていただきました。

第1号議案の一般会計予算であります。予算総額20億7,710万円でありまして、前年比マイナス6.4%の減額となっております。主な今年度の事業としては本部庁舎整備事業が1,010万、塩竈消防署ポンプ自動車更新3,100万、塩竈消防署災害対応特殊救急車更新3,100万、松島消防署のはしご車オーバーホール修繕費2,625万、特殊車両でございますので、ちょっとした修理でも何千万の金がかかる。まして松島のはしご車、かなり老朽化、年代ものでありますので、逐次更新を進めてるところであります。それから塩竈消防署のトイレ改修工事、空気充填設備の更新、消防業務OAシステム賃貸借、メディカルコントロール関係委託、このような事業を今年度主な事業として展開をさせていただきます。

それから、議案第2号の平成23年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計予算であります。予算総額1億1,738万2,000円でありまして、前年比2%の減額となっております。主な歳出項目は介護認定審査委員会報酬が2,139万5,000円、主治医意見書作成手数料が3,390万2,000円、介護認定パソコンシステム賃貸料が400万となっております。

それから、議案第3号の平成23年度障害者自立支援審査事業特別会計予算であります。予算総額が205万円、主な歳出は障害者自立支援審査会委員報酬156万円となっております。

それから、議案第4号につきましては、監査委員を選任するための同意を求めることについてということで、識見を有する者のうちから選任された利府町から選任されてきてました飯島喜一郎氏の任期満了に伴い、後任として七ヶ浜町の監査委員であります遠藤均氏を選任することについて議会の同意を求めました。

以上の4議案について審査の結果、全議案原案どおり可決されましたので報告をさせていただきます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で、事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情について（継続審査）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成23年第1回定例会において、第2常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。陳情第1号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情についての審査結果について報告いたします。

審査の期日・場所、平成23年4月11日（月曜日）議員控室ほか記載のとおりでございます。

出席委員、後藤良郎副委員長ほか9名の委員でございます。

採決の結果、採択とすべきものであります。

審査の概要について申し上げます。

平成23年3月に当委員会に付託されました陳情第1号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情についての審査概要は、次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たり陳情者に出席を求め、陳情の趣旨説明を受ける予定でありましたが、東北地方太平洋沖地震の発生によって中止となりました。当委員会では、陳情者が加盟している全国保険医団体連合会が2010年11月にまとめた2010年度受診実態調査結果報告、日本医療政策機構が2010年2月に発表した日本の医療に関する2010年世論調査、そして今回当委員会が改めて行いました町内9カ所の医療施設に対するアンケート結果等に基づいて審査を行いました。

アンケート調査の中で共通する設問の回答数値を見てみますと、設問1「患者の経済的理由から治療を中断または中止する事例がありましたか」、この問いに対して全国では38.7%、宮城県では52.5%、松島町では77.8%の医療施設から「あった」と回答されております。設問2「患者から医療費負担を理由に検査や治療・投薬を断られたことがありますか」、この問いに対して全国で43.1%、宮城県で52.5%、松島町で88.9%の医療施設から「あった」と回答されている。設問3「貴医療施設では患者一部負担金の未収金がありますか」、この問いに対して全国で48.2%、宮城県で55.1%、松島町で77.8%の医療施設から「あった」と回答されております。

これらの実態調査及びアンケートから生活保護者、無保険者の増加が見られ、今日の国民生活の困窮さや雇用状態など我が国の縮図が医療機関の窓口において浮き彫りになっておりま

す。松島町においては、県や国の数値よりさらに高いものとなっていて、このことは他市町村に比べ高齢者が多いためと見られております。また、自分の命よりお金の方が大事という印象が強く感じられる患者さんがふえていることを実感されている医師がいることもわかりました。

次に2010年世論調査によると、現在の医療制度に対しては約6割の方が「満足」と答えているが、制度決定や制度のわかりやすさには8割の方が「不満」と回答しております。そして将来の医療費に対しては8割の方が不安を抱え、深刻な病気にかかったときに医療費を払えないというケースが79%もあることが結果として出ております。

意見としては、窓口負担を軽減することはよしとしても国の制度を変えることが先ではないのか。また、財源についてもしっかりとした検討が必要ではないのかとの意見が出たが、窓口負担の軽減を行うべきという意見が大勢を占めた。

以上、慎重審議した結果、賛成多数で採択とすべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。陳情に対する委員長報告は、採択とすべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第1号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情については、採択とすることに決定されました。

日程第5 報告第2号 平成22年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第2号平成22年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。朗読の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第2号

平成22年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告

します。

平成23年 6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 報告第2号、平成22年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の松島フットボールセンター無床体育館改修事業ほか13事業につきましては、平成23年1月18日に議決をいただきました「きめ細かな交付金」に係る事業であり、年度内の完了が見込めないために繰り越しし事業であります。2款総務費1項総務管理費の松島フットボールセンター無床体育館改修事業、庁舎内地上デジタルテレビ購入事業、3款民生費1項社会福祉費の保健福祉センター施設環境整備事業、2項児童福祉費の保育所環境整備事業、6款農林水産業費1項農業費の農村婦人の家デジタルテレビ購入事業、7款商工費1項商工費の観欄亭等特別会計繰出金（観欄亭環境整備事業分）、9款消防費1項消防費の防災行政無線個別受信機設置事業、避難所施設地上デジタルテレビ整備事業、10款教育費1項教育総務費の留守家庭学級地上デジタルテレビ購入事業、5項保健体育費の海洋センター地上デジタルテレビ購入事業につきましては、平成24年3月下旬までに完了する見込みであり、5款労働費1項労働諸費の勤労青少年ホーム環境整備事業は2月に完了しております。7款商工費1項商工費外国語併記案内看板整備事業、松島海岸放生池汚泥除去事業につきましては、7月下旬までに完了見込みであり、8款土木費2項道路橋梁費の町道維持修繕事業につきましては、9月下旬までに完了見込みとなっております。

3款1項社会福祉費の地域活動支援センター（希望園）施設改修整備事業ほか1事業につきましても平成23年1月18日に議決をいただきました「住民生活に光をそそぐ交付金」に係る事業であり、年度内の完了が見込めないために繰り越した事業であり、地域活動支援センター（希望園）施設改修整備事業につきましては、平成24年3月下旬までに完了見込みであり、10款教育費4項社会教育費の文化財看板整備事業につきましては、5月に事業が完了しております。

2款総務費1項総務管理費の地上デジタル放送無線共聴施設整備事業ほか1事業につきましては、平成23年3月4日に議決をいただきました事業であり、年度内の完了が見込めないために繰り越した事業であります。地上デジタル放送無線共聴施設整備事業につきましては、7月下旬までには完成見込みであり、8款土木費2項道路橋梁費の町道内町線・内町支

線道路整備事業につきましては、平成24年3月下旬までに完了見込みとなっております。

2款総務費1項総務管理費の長期総合計画第三次基本計画策定支援事業ほか15事業につきましては、3月11日発生の東日本太平洋沖地震に伴い年度内の完了が見込めないことから繰り越した事業であります。長期総合計画第三次基本計画策定支援事業、3款民生費1項社会福祉費の地域活動支援センター（希望園）空調設備整備事業、2項児童福祉費の保育所空調設備整備事業につきましては、6月下旬までに完了見込みであり、2款総務費1項総務管理費の松島町景観計画策定事業につきましては、8月下旬までに完了見込みであります。本郷区集会施設環境整備事業、4款衛生費1項健康館空調設備整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、5月に事業が完了しております。

2款総務費1項総務管理費の高城地区集会所建設事業につきましては、7月下旬までに完了見込みであり、8款土木費2項道路橋梁費の町道内町線道路設計修正業務、9款消防費1項消防費の町内消火栓ホース格納箱交換事業につきましては、9月下旬までに完了見込みとなっており、屋外消火栓用ホース及び菅鎗購入事業につきましては、4月に事業が完了となっております。

10款教育費2項小学校費の第一小学校体育館建設事業につきましては、3月31日までに平成22年度分が完了し、4項社会教育費の中央公民館大規模改修事業につきましては、5月に事業が完了しております。

2款総務費4項選挙費の宮城県議会議員選挙は、現在までのところ実施時期が未定であります。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。9番委員尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。今、説明を受けたわけでありましたが、この間の入札のときに、工事請負契約の締結について10月5日に提出あったときにも私が質問してるわけでありましたが、事務的な問題があったと。やり取りは単に口頭でやっちゃって。今後はしないと。こう言ってるわけでありましたが、さらに町長は、悪いことしてないよと、こんな話で皆さん終わったんだと思うんでありますが、私はこのときもまだ疑問に思ってるのがあるわけでありまして。

そこですら、どうなんでしょう。教育委員会に仕事を、本来の仕事だと、こう言ってるわけでありまして、教育委員会の事務委任規程にも何にもないんでありますが、町長は副町長

も含めて地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとった仕事をしてんだよと。こういうふうなことであったわけで皆さんは了解されたと思うんですが、そこで専決処分するのにですね、町長部局に教育委員会からいつ専決処分、繰り越し明許をしないと、こういうふうなご連絡があったんですか、お聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 繰り越しに関しての専決についての質問。はい答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 教育委員会の日にちですけれども、題については3月の25、それを受けましてあと告示ですね、告示が小学校の体育館と3月の28にもう一度させていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 告示はわかったんですが、文書で参りましたか。文書で今までしてなかったのは間違っていると、今後ははっきりしたのでしたいと、こういうふうに言ってるわけでありまして、文書で来たのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 3月24日付で財務課の方から補正、さらには繰り越し明許についての照会があり、25日に回答したということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでですね、9月24日に文書で回答した。そして9月28日、4月28日ですか、3月28日に告示をしたと。3月28日に告示をしたと、こういうふうなことでありますが、3月31日までには22年度の仕事終わってんですよ。終わってたから繰越額はゼロだと、こういってるわけでしょう。1週間で終わったんですか。どちらが聞いたのか聞かないのかわかりませんが、町長として受け取るのはですね、3月24日に財務課の方に通知を出したと、3月28日には繰り越し明許の手続をしたと、そして専決をしたと、こういうふうなわけでありまして、町長のきょうの答弁は3月中に皆終わりましたよと、こう言ってるわけでしょう。この書いてるのはうそなんですか。事実なのかどうかですね。私余りくどい内容でなく、してんのかしてないのかというようなことをはっきりしてもらえばいいんで、3月28日に告示したんだけど、29日、30日に終わってしまったと、こういうふうなことでしょう。ゼロだということは。そうすつと、いいですか、その間に終わったのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 平成22年度の予定の出来高は40%ということございまして、先ほど申し上げましたが、3月24日に繰越分を含めて3月専決予算分の照会がありまして、翌25

日が締め切りということで概数で出来高を計算して40%に達しないという判断のもとで繰り越し手続をとらせていただきました。3月31日、出来高検査でございましたので、その後詳細にわたりまして計算をし直し、出来高を算出したところ出来高を充足していることが判明したために繰越額はゼロというようなこととしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） おがしくないですか。役場の中でね、2億5,400何十万でしょう。この繰り越し明許をしてんのは。このくらいしてですよ、4日くらいしてね、見てみたら出来高見てみたら22年度分終わってましたと。2億5,514万、何ですか、一少は2,551万4,000円ですか、おがしくないですか。

そして、いいですか、予算の見方、つくり方で仕事をしてんだとすれば28日に告示をして30日にわがたら減額の措置をなさいと、繰り越し明許したけれども、いいですか、財務課長さんも含めて副町長もですよ、したけれども、それは実際は終わってしまったと。終わってしまったときはこういうふうな手続をなさいと書いてんですよ。それはどうなんですか。はっきり回答いただきたい、こういうふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今流れる話としましては、3月の末、31日の日に検査、出来高検査なりますけれども、うちら方、財政の方で検査をもってますので、その日に3月30日、40%出来高、これは2,500万何がして、この日にさせていただいたと。その中で年度内に出来高、今回の場合出来高ですけれども、2,500万何がしが出た場合、その繰越明許費の2,500万何がしについて変更できるのではないかというお話であります、ちょっとこれについてはちょっとお時間いただきたいと思います。確認させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、毎日仕事して、このなにて財務課は仕事してるんでしょう。それなのにね、繰り越し明許というのはこういうんですよと。さらにですよ、さらに、仕事を出来高払いでやってんだとすれば残ったやつだけしか繰り越ししてだめですよと、こういつてるわけでしょう。このなには。これにも違反しないんですかね。ここのところに、いいですか、事業名は具体的な名称を記載し、金額はその事業の金額を掲げ、目自体の事業経費ではないと。例えば道路新設改良費が5,000万円の場合、年度内に4,000万について確実に予算消化が見込まれば繰越明許費には残額1,000万円とすると、こういうふううたってますよ。そうすると、全部についてですね、予算措置した全部について繰り越し明許をかけるの

は間違いですよと、こういってるわけでしょう。間違えたら間違いを認めなさいよ。いいですか。そして、正式な文書があるのであれば文書をここんところに出してくださいよ。これも見ないんでしょうかね。毎日仕事してんでしょ。私らたまにしか見ないんですよ。こういうふうなのに回答できないようではおがしいんでね。どうなのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず2,500万、この第一小体育館については22、23、債務負担、負担割合で4割・6割ですかね。それで取っております。そしてそのうちで、この2,500万何がしというのがその25日現在で照会をかけて上がってきた分の22年度分のうちで2,500万が繰り越すと思われるというもので上がってました。ですから、実際はちょっと細かい数字で申しわけありません。1億とか何か22年あって、そのうちの2,500万何がしが繰り越されると思われるということで上がってきましたと。その後に3月、先ほど言った22年度分の40%分についての出来高検査をしたら、この2,500万ですね、当初予定しようとした分につきましても出来高相当で上がってきたということで今回こういう処理をさせていただいたと。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、上がってきたら30日まであるわけでしょう。ねえ。そういうふうにして変更契約を、変更しなさいよと、債務負担行為のね、債務負担行為取ったけれども皆100%なってたよということでしょう。取ったやつがね。そいなこともあり得ると書いてんですよ。ここにはね。そいなこともあり得ますよと。だからそのときには変更しなさいよと、記載事項の変更をしなさいよと、繰越明許費繰越計算書の記載例の中にもあってですね、そういうふうにしなさいよと、こういうふうにかかっているわけではありますが、どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今、予算の手引きの方の、先ほどの繰越明許費の予算費の記載例のところを読み上げてんのかなと思います。そういうことで例として、今回第一小の体育館、例に挙がってますが、そういうことで年度内に繰り越し明許、一切合財検査を含めてですね、勘定した場合、この辺には現場終わっても書類とかいろいろありますけれども、そういうことであれば、ちょっと記載上そういうこともある、できるということでもありますので、今後取り扱いとしてはそれも含めて検討させていただきたいと。取り組みをさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 検討って、間違いつてんだから直すと。今後ね、こういうふうに、検討ですか。こういうふうにしなさいと、こういつてるわけですよ。

それからね、ここにある、さっき言ったようなことからいくと観欄亭繰出金100万円、こいづもそのまんまいつてんだと思うんですよ。町道維持修繕事業800万とか防災行政無線570万とかですね、これらについても契約額そのまま上がってませんか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今言われたところについては、未契約、当初予算、未契約での繰り越して当初予算での繰り越しかと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから事業してんだとすれば残ったやつで、残ったやつを繰り越ししなさいと、こういつてるわけですが、その事業してないんですか、皆。契約したけれどもしてないと。事業、皆してないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 繰り越し明許ですので、契約、まあ今回言われた案件については契約はしてない。ただ、予算は取っておりますので未契約の状態です予算全額を繰り越しという手続をとっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） このなには全部ですか。全部未契約ですか。当初の額上がってるやつは全部未契約ですか。町内地上デジタルテレビ購入15万円なんちゅうのあるんですよ。ねえ。テレビ、すぐ買えんじゃないですか。こんなのまで繰り越しするんですよ。契約すればすぐ物入ってこないのすか。今テレビ買うところいっぱいあって松島町では買えないんですか。こいなのも含めて未契約ですか。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで質疑と答弁面がかみ合っていないようでございますので、ちょっと答弁整理等もさせた方がいいのかなというふうに判断します。

ここで休憩をとります。再開を11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

9番尾口慶悦議員の答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　まず今回の一般会計の繰り越し明許、ここに書かれているものにつきましては、1月の臨時議会に伴うもの、それから3月の定例議会に上げたもの、それから3月の28、これ専決処分上げたものというふうに、これらのものを全部ここにまとめ、繰り越し分をまとめさせて、総体的に33件ほどここに上げております。その中で先ほど指摘ありましたまだ未契約のものがあるのではないかということで、一つの例で先ほどテレビの、地デジテレビの購入のことについて、テレビの購入につきましては、予算につきましては1月の臨時議会、このときに提案させていただいて、その後に繰り越し明許取らせていただいたわけですが、実際実務としてはその当時、テレビなかなか手に入らないのもありましたけれども、我々この場所、庁舎、それから各施設の仕様ですね。どのようなものにするかということも多少あって内部でいろんな、テレビいろんなことあります。それからいついつまで、まだ震災がありませんでしたので、どんな仕様でどういうメーカーでとどんなことで仕様でもんでいたのは確かです。そういう中で地震あってですね、その後の実務におくれてしまって未契約という形になっております。

あと、そのほかについてはほとんど契約して、一部契約もあります。フットボールですと例えば委託と工事というふうにありますので、総額で繰り越し明許取ってますけれども、設計は終わってるけれども、まだ工事というふうな部分はあります。一部発注、一部繰り越的なものもありますが、その他につきましては契約繰り越し、あるいは予算で満額繰り越すという内容でございます。

なお、先ほど3月31日で繰り越し明許を当初予定して取ったんだけど、執行したらゼロになったよということで予算の手引き等々で云々とありました。先ほど私も検討するというお話をさせていただきましたけれども、そういうことも考えられるので、そういうことを踏まえて対応すべきでないかというつくり方の文言になっております。そういうことがありますので、それについてはそれで対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君）　9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君）　間違いなら直せばいいんだけど、いつでも間違っているのは、これはやっぱりおかしいのではないですか。いつでも間違っていると。フットボールなんかは1月でしょう。1月だから当初契約してるわけでしょう。そうすると1,100万、1180万ですか、このまま繰り越し明許で、繰越計算書で上がってきてる。1月から3月まで何もしないでね、予

算だけ通して何もしないという、こんなことあり得ないでしょう。あり得ないでしょう。1月ですよ。議会議決したの。これ皆告示したの私控え持ってんですよ。1月20日、3月7日、3月28日、役場でしたんでしょ、こいつ。そいつをそのまま上げて、3月31日過ぎた最初の議会に報告すると。報告はいいんだけど間違っただけ報告してはだめなんですよ。いいですか。総務課長も財務課長経験者でありますしね、そこら役場の中、副町長が一番だと思っただけですよ。副町長、前のやつはぶり返さないようにしますが、工事請負契約のときもうんと申し上げたんですよ。こいつだっただけそのままされてねんと思っただけですよ。だから一回言ったらそのまま約束を守ると、守らなければ何回もやんなきゃないんです。いいですか。

そういうふうなことでですね、今後間違いのないようにしてほしいと。15番議員頭ばり下げてる。頭下げっただけでねがというふうなことなんです、間違ったら頭下げなきゃない。だから、まあきょうのやつではないですよ。だから頭下げないようにしなかったら何ぼ安い頭だっただけ、町長は大学院出た頭ですから。私ら学校に入らない頭、そこらがね、質問したのに答えられないような議案を出すこと自体がおかしいのではないかと思いますので、今後はそいふことのないようにですよ、何回もあるわけですから今まで、ほとんど私のやつで頭下げてるわけですから、そいふことのないようにお願いをしたいと。お願いもおかしいんですが、まず申し上げておきたいと、こういうふうなことです。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 総務管理費の高城地区集会所建設事業、7月下旬まで完了見込みであると、こういうふうに記載されております。この間も設計とかそういうこと今やってるということでありまして、今回3月11日のあの津波で本当にラッキーとしか言いようのない、本当にここはらんしませんでしたね。もしあのときはらんとかなんかというようなことがあれば今の高城の公会堂ですね、本当にこのまま進めてよかったのかなというようなことが非常に心配されてたわけですよ。まだ7月ということでもありますので、その辺将来にわたって非常に危険な河川がらんした場合の公会堂の高さの問題、そういうことを含めて尾口議員が一般質問で何か出されてるようでございますので余り言いませんけれども、その辺設計にはどのようにかかわっていったのか、どういう見直しとかんか、おくれるわけですから、その辺がどのように検討されてるわけか示してください。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 高城集会所に関しては、22年度繰り越しというふうなことで3月定例会の中で減額補正しました。設計。ですから減額した段階で、もう基本的な設計、あと実計

の一部がもう定まっていたということなので、ここの繰り越しは、その中で高さを大幅に変え
るとか大規模な設計見直しは、ここの段階ではですよ。この繰り越しの中では、そのために
繰り越し明許したということでは実際はありません。ここの繰り越し明許は実際基本設計、
あと実計の一部がもう3月の繰り越しする前段のときには、ほぼ固まっていた。要するに固
まって、設計も固まって3月定例議会で委託料を減額したということなんです。ですから大
幅な内容の設計になれば、当然減額じゃなくて、その経費が発生するわけですから、実際こ
の繰り越し明許は設計会社が積算する段階で被災を受けてたと。要するに積算ですね。実施
設計とか、そのための繰り越し明許で7月にその成果ができ上がるということでありませ

ますから、3月の一般質問、減額の委託の質問の中で高さとか水害に対してありましたけれ
ども、その中の大幅に高さを上げるとか、それが一部入ってますけれども、全体的にそれを
避難場所として機能できるまでの高さ、どのくらいにするかというための繰り越し明許、あ
と今回の計算書ではないということです。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今の答弁でわかりましたんですけども、もし、やっぱり今回本当にさ
っきも言ったように本当によかったんですよ。こういうことを踏まえまして、もしそういう
変更とかなにかありましたら、今からつくるんですから、それはやっぱり皆さんの命にかか
わる問題でございます。そういうことで検討し直すとか、そういうことも含めてやっぱり英
断をもってやっていただいた方がいいのかなと思っております。それは町長、どうですかね。
そのことで後は終わりますから。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回の震災に遭いまして町の防災対策などについても、これまでと同じ
考え方ではいかんというふうに思っております。災害復興本部ないし計画というものも今
後進めていくわけですけども、そういう中で今おっしゃられたような趣旨で見直すべき
ところも見直していくことになるであろうと。全体細かくまだ見てるわけでないんですけれ
ども、そういう中では見直すべきところは当然見直していかなければいかんというふう
に思っております。

なお、一般質問でも出ておりますので、その中でお話ししたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終
わります。

日程第6 報告第3号 平成22年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、報告第3号平成22年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。朗読説明をします。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第3号

平成22年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告
します。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第3号、平成22年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
の提案理由を申し上げます。

1 款総務費 1 項総務管理費の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業につきましては、年度内
の完了が見込めないことから繰り越した事業であります。7月下旬までに完了見込みと
なっております。

以上で、介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けます。質疑ございますか。（「なし」
の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 報告第4号 平成22年度松島町観欄亭等特別会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、報告第4号平成22年度松島町観欄亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。朗読説明をさせます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第4号

平成22年度松島町観欄亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告
します。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第4号、平成22年度松島町観欄亭等特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款観欄亭費1項事業管理費の観欄亭環境整備事業につきましては、平成23年1月18日に議決をいただきました「きめ細かな交付金」を財源として実施する事業であります。年度内の完了が見込めないことから繰り越した事業であり、平成24年3月までに完了する予定であります。観欄亭雨戸改修事業につきましては、3月11日発生 of 東日本太平洋沖地震に伴い年度内の完了が見込めないことから繰り越した事業であります。5月に完了しております。

以上で、観欄亭等特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第8 報告第5号 平成22年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第5号平成22年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。説明をさせます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第5号

平成22年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第5号、平成22年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項事業費の三居山二準幹線築造工事及び初原準幹線築造工事につきましては、工法検討、関係機関との協議に時間を要したために繰り越した事業であります。8月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。
（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第9 報告第6号 平成22年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、報告第6号平成22年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。説明をさせます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第6号

平成22年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第6号、平成22年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

7款商工費1項商工費の三十刈駐車場既存トイレ解体事業及び8款2項町道西行戻しの松線歩行者系道路整備事業並びに道路案内標識板整備事業につきましては、平成21年度から平成22年度に繰り越した事業であります。3月11日発生の東日本太平洋沖地震に伴い年度内の完了が見込めないことから事故繰り越した事業であります。

三十刈駐車場既存トイレ解体事業は6月下旬までに完了見込みとなっており、町道西行戻しの松線歩行者系道路整備事業、道路案内標識板整備事業につきましては、9月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第10 報告第7号 平成22年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、報告第7号平成22年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。説明をさせます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第7号

平成22年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第7号、平成22年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費の施設整備計画策定業務委託につきましては、初原高架水槽の工法検討等に時間を要したため繰り越した事業であります。

なお、今回の地震も踏まえて見直しを行い、年度内に完了する予定であります。

以上で、水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第11 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。説明をさせます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第8号

和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

平成23年2月18日午後2時36分頃、松島町高城字明神四25番地の1、国道45号歩道付近において、議会事務局職員が運転する公用車が、有限会社八百東商店に仙台方面から入る際、敷地内より石巻方面へ出ようとした相手車両と接触し、相手車両の右側前方ライト周辺が損傷した。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成23年5月24日下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1. 和解内容及び損害賠償額

町は、―――氏に対し、損害賠償（車両修理費）として14万6,000円を支払うものとする。

2. 損害賠償の相手方

――
――

以上です。

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてご報告を申し上げます。

平成23年2月18日午後2時36分ごろ、松島町高城字明神四25番地の1、有限会社八百東商店前の国道において、議会事務局職員が運転する公用車が給油のためガソリンスタンドに入る際に、入り口から石巻方面に出ようとした相手車両と歩道周辺で接触し、相手車両の右側前方ライト周辺が損傷いたしました。

この事故に関して車両修理費として相手方に対し、損害賠償額14万6,000円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成23年5月24日専決処分をいたしましたので報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第12 議案第60号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第60号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第60号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第60号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、松島町商工会が平成23年4月に利府町商工会と合併し、また宮城県商工会連合会において県内の商工会職員の採用・配置を行っている等の理由から、町職員を派遣することのできる団体から松島町商工会を削除するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第61号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の説明、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第61号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第61号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び同法の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の施行に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を行うものであります。

今回の改正は、東日本大震災に係る災害援護資金関係について償還期間の延長などの特例措置創設であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第62号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第62号平成23年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第62号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第4号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,037万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,125万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第62号、平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う震災復興計画策定事業及び4月の人事異動並びに共済組合負担金の改正等に伴う人件費等を補正するものであります。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項6目財産管理費につきましては、地震災害により被害を受けた庁舎等の一部の修理に要する経費及び松島フットボールセンターの水道施設の補修に係る経費を補正するものであります。

8目企画費につきましては、震災からの復興に必要な施策を取りまとめる震災復興計画の策定に係る経費及び震災により被災された方の復興の支援と定住を図るため町内に住宅を取得する方に交付する復興支援定住促進事業補助金、並びに景観整備事業について補正するものであります。

15目地上デジタル放送無線共聴施設管理費につきましては、帰命院地区テレビ共同受信組合

に対する補助金について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、国の第1次補正予算により積み増しされた緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の震災対応事業として実施するものであり、被災失業者等を対象に地方公共団体の臨時職員として雇用が可能となったことから住民票と窓口対応の事務補助員として雇用するための経費を補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費及び3目老人福祉費につきましても緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の震災対応事業として実施するものであり、災害支援金等申請窓口対応や老人福祉関係窓口対応の事務補助員として雇用するための経費を補正するものであります。

また、平成20年度老人医療費国庫負担金精算返還金につきましては、返還期限が震災を考慮され3月31日から6月17日に変更になったことに伴い補正するものであります。

12ページをお開き願います。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、定住促進を図るため結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう商工会青年部が主催する交流会に対し、松島町出合いサポート支援事業補助金を補正するものであります。

3目観光費につきましては、松島観光の復興を目的に観光PRを実施し、元気な松島を印象づけ、観光客の誘客を図る松島観光PR事業に係る経費を補正するものであります。

8款土木費1項1目土木総務費につきましても、緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の震災対応事業として実施するものであり、地震によって被災した道路等の補修業務及び支援制度等の受付事務補助員として雇用するための経費を補正するものであります。

2項道路維持費につきましては、松島海岸駅より高城町駅側にあります仙石線跨線橋及び東北本線跨線橋の橋梁点検費用を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、教育振興基本計画の策定に係る経費を補正するものであり、教育基本法に基づき国の計画を参酌し、まちづくりの基盤となる「新しい時代にふさわしい人づくり」を目指し、平成25年度から平成34年度の10年間における松島町の教育振興の基本方針を定め、本年度と来年度の2ヵ年で作成するものであります。また、地震によって破損した事務用パーソナルコンピューターを購入する経費を補正するものであります。

2項小学校費につきましては、第一小学校体育館建設工事において3月11日の地震による被害を受け、工事目的物の手戻り工事が必要となりました。この取り扱いにつきましては、松島町立松島第一小学校体育館建設工事の工事請負契約書の第29条に基づき損害補償金を支払うものであり、係る経費を補正するものであります。

17ページをお開き願います。

5項4目給食施設費につきましては、地震による学校給食センターの施設及び調理機器の一部の補修に係る経費を補正するものであります。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、道路、河川、橋梁の災害復旧工事に係る土木積算システム1台分の借上料及び道路復旧に伴う砕石、アスファルト合材の費用を補正するものであります。

18ページをお開き願います。

4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、地震により被害を受けたひだまりの家の浄化槽復旧工事、保健福祉センター進入路ののり面復旧工事、健康館施設の災害復旧工事、西行戻しの松公園にあります公衆便所の浄化槽復旧工事について補正するものであります。

13款予備費1項1目予備費につきましては、現在余震が続いている状況から今後の大きな地震発生及び突発的な経費に備え補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

16款県支出金2項4目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明した緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の震災対応事業に対するものであります。

18款寄附金1項2目災害費寄附金につきましては、景勝地である松島町内の災害復旧及び復興事業の財源として寄附していただいたものであり、震災復興計画策定事業及び松島観光復興PR事業並びに災害復旧事業等6月補正予算に計上した事業の財源とさせていただくものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、財団法人宮城県市町村振興協会より東日本太平洋沖地震により災害救助法の適用を受けた市町村に対し災害に関する事業を対象に交付されるものであり、第一小学校体育館の手戻り工事に係る経費及び4月の臨時会にて議決をいただきました災害復旧事業等の財源とするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明をさせます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、主要事業説明資料、災害復興計画策定事業について説明をさせていただきます。

予算科目2款1項8目、補正予算額627万2,000円であります。事業の目的であります、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害を受けた本町の復興を推進するため長期総合計画の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、都市基盤の復興、産業・観光の復興など復興に必要な施策を取りまとめる復興計画を策定することを目的としております。

事業の概要につきましては、災害復興計画に係る震災復興計画策定支援業務委託料546万円と委員報酬・震災復興アドバイザー報償費等81万2,000円でございます。

続きまして、次のページです。松島町震災復興計画の策定体制について説明いたします。

資料の中の表の左側に震災復興推進本部の組織体制について記載をしております。推進本部は町長を本部長として平成23年5月16日に設置し、同日第1回目の本部会議を開催しております。第2回は6月2日、第3回を6月3日に開催し、復興計画策定までのスキームと復興基本方針についての会議を行っております。

現在考えている復興方針の柱として、一つ目には都市基盤復興、二つ目には生活復興、三つ目には産業・観光の復興を掲げ、それぞれについて役場職員で構成するプロジェクトチームを設置し、分野別の検討を行うこととしております。また、広く町民や有識者、関係団体等の意見も計画に反映させていくために松島町震災復興会議、松島町震災復興計画検討会議、各種審議会、行政区、観光協会、漁協等各種の関係団体との意見交換も行いながら、また議会の東日本大震災復興対策特別委員会とも連携をとらせていただきながら復興計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

目標といたしましては、復興計画素案を平成23年の9月を目標に作成し、12月の復興計画の策定に向け、取り組みを進めていきたいと考えております。

続きまして、本日お配りいたしました松島町震災復興基本方針、まだ素案の段階ですけれども、これについて説明をさせていただきたいと思っております。

方針は次の五つの項目で整理を考えております。

1として基本方針の趣旨、2として災害復興の理念、3として復興政策の方法、4として復興計画の期間、5として松島町長期総合計画との関係でございます。

まず、1の基本方針の趣旨としては、下3行にまとめております。復興のまちづくりの基本的な方向性を示すものであり、今後復旧・復興の施策を取りまとめる復興計画の指針となるものということでございます。

2の震災復興の理念であります。ここでは三つの理念を挙げております。一つ目は、町民参加による復興ということで、人と人、地域と地域といったつながりをさらに広げ、絆と協働を基調とした住民参加による復興の推進であります。二つ目は、単なる復旧ではなく新しい松島の創造ということで復旧を経て、さらなる発展につなげていけるものとするのであります。三つ目は、他の被災市町村への貢献であります。特に甚大な被害を受けた日本三景松島を構成する隣接市町を初めとした他の市町村への貢献を挙げております。

3は復興政策の方向でございます。ここでは復興計画策定に向けて三つの重点分野を定めております。一つ目は都市基盤の復興、都市基盤の復興と災害に強いまちづくりでございます。二つ目は生活の復興、町民の命と生活の擁護でございます。三つ目は観光・産業の復興、東北宮城を牽引する観光産業の復興ということでございます。

4として復興計画の期間でございますが、23年度を初年度として平成27年度までの5カ年の計画としてまいりたいと思います。

5です。松島町長期総合計画との関係でございます。復興計画は総合計画と連動させながら、これらを一体の計画として推進していきたいと考えております。

以上が松島町震災復興基本計画（素案）であります。今後、松島町震災復興会議の意見も踏まえながら災害復興推進本部にて決定し、公表していきたいと考えております。

続きまして、定住促進事業について説明いたします。主要事業説明資料をごらん願います。予算科目2款1項8目補正予算額1,364万1,000円であります。

事業の目的であります。今回の震災により被災された方の復興支援と定住促進を図るため町内に住宅を取得する方に対し、復興支援定住促進事業補助金を交付し、あわせて定住に関する情報発信のための定住情報ニュース及び定住ガイドブックを作成することを目的としております。

事業の概要につきましては、新築住宅を建てられた方に対し50万円、中古住宅を取得された方には25万円、それぞれに町内建設業者を利用された方には加算補助金として50万円を交付するものでございます。新築住宅につきましては15件、中古住宅につきましては2件、町内建設業者利用数を10件と想定しており、予算額は1,300万円としております。

また、定住情報ニュースにつきましては、震災を受け移住先を検討している被災者の方々や

企業向けに町の制度や不動産情報など最新の情報を提供しながら松島町の定住促進につなげていくことを目的に、7月から3月まで2カ月に一回のペースで発行・配布していくものでございます。定住ガイドブックにつきましても、昨年、企業向けに作成したガイドブックの内容に最新の情報を盛り込みながら再構成したものを作成するものでございます。

続きまして、資料の松島町復興支援定住促進事業補助金の概要について説明させていただきます。

1の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

2の交付対象者につきましては、次の要件を満たす方として、①に町民で今回の震災により住宅が半壊以上の被害を受けた方、または町外から松島町に転入する方。②として平成23年3月11日以降に定住を目的として町内に新築住宅または中古住宅を取得する方。③として補助金の交付を受けようとする年度の前年度において納付すべき町税等の滞納のない方（転入者にあつては従前住所地において市町村税等の滞納のない方）ということを条件としております。

3の対象経費につきましては、新築住宅取得または中古住宅取得に要した費用、これは土地取得費、改修費も含まれますということにしております。

4の補助金の額につきましては、取得に要した費用の10%以内で最大50万円。ただし、中古住宅は25万円を交付するものとしております。また、町内建設業者を利用した場合には、さらに50万円を加算し交付するものでございます。ただし、元請が町外業者であっても下請費用の2分の1以上を町内業者が施工する場合も本制度の適用ができるものとしております。

5の補助の期間でございます。平成23年7月1日から平成26年3月31日までとしております。

6として本制度の施行でございます。これは平成23年7月1日としております。

この制度の広報につきましては、定住情報ニュースや定住ガイドブックへの掲載、また町のホームページのほかさまざまな媒体を活用しながら町内外多くの方に周知できるように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、主要事業説明資料はつけておりませんでした。事項別明細書7ページの2款1項8目企画費の19節、景観整備事業補助金82万7,000円の説明をさせていただきたいと思っております。これは松島町寺町高層景観整備事業補助金でございます。今回この制度を活用して景観整備を行いたいとの申し出が2名の方よりいただいたことから工事費に対して補助率3分の1相当分を予算計上させていただいたということでございます。

企画調整課所管分は、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 私の方から、松島町出会いサポート支援事業についてご説明申し上げます。

初めに事業の目的でございますが、松島町における定住促進を図るため町内において結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう出会いの場を積極的に創出する事業に要する経費に対し、町が補助金を交付するものでございます。この交流会事業につきましては、過去に3回開催しており、昨年は6月13日に開催したところ申し込みが多過ぎ、7月11日にも開催しており、年々成立するカップルがふえております。

次に観光PR事業でございますが、松島観光の復興を目的として観光PRを実施することにより元気な松島を印象づけ、観光客の誘客を図るものであります。

事業概要でございますが、仙台駅ペDESTリアンデッキにおいて町長みずからが本町のマスコットキャラクターでありますどんぐり松ちゃんとリーフレットを配り、松島をPRしてまいります。県外におきましては首都圏からの来客が多いことから宮城県のアンテナショップがあります池袋、今回の災害で大変お世話になった倉敷市等において「元気です 松島」を、東北近県では原発風評被害で観光客が激減している会津若松市において安全宣言を、世界遺産登録で盛り上がる平泉等において瑞巖寺トウドウ、松島「流灯会 海の盆」などの掲載したリーフレットを配り地元メディアに取り上げてもらい松島を積極的にPRしてまいります。

さらには町のホームページにおいて町長みずからが出演する動画などを掲載することにより世界じゅうに安全な観光地であることを情報発信してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 私の方から教育振興基本計画策定事業、第一小学校屋内運動場整備事業、2点につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算事項別明細書14ページ・15ページでございます。

初めに教育振興基本計画策定事業でございます。教育を取り巻くさまざまな状況の変化を受け、制定から約60年を経て平成18年に改正された教育基本法において教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

改正教育基本法では、第17条に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための教育振興基本計画を策定することを規定しており、国においては平成20年7月に計画が策定されました。地方公共団体においては、同条第2項の規定に基づき国の計画を参酌して教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための教育振興基本計画を策定する

よう努めることとされております。県においては、22年3月に策定を了しております。

本町教育委員会としては、長期総合計画と連動して毎年教育委員会重点施策の実施計画を立て、関係機関や関係団体との連携のもとでさまざまな教育施策の推進を図っているところがございます。今後、さらに長期的な展望での施策展開を図っていくために10年後の教育の方向性を見据えた上で本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として教育振興基本計画を策定し、将来的な方向性や策定後5年間に重点的に取り組む施策を示す必要があります。

策定に当たっては、長期総合計画や次世代育成支援行動計画との関連を図り、地域ぐるみで子育てを考える環境をさらに充実させ、地域の次世代育成を推進していくという視点を重視すべきと考えております。

なお、平成23年度は松島町の「教育の現状と課題」を取りまとめし、平成24年度は松島町の「教育の基本構想・基本計画」を策定するものであります。

本件は教育基本法に基づき、まちづくりの基盤となる新しい時代にふさわしい人づくりを目指し、平成25年度から平成34年度の10年間における教育振興の指針を定め、体系的かつ効果的な教育行政を展開するため振興基本計画を策定するものであります。

続きまして、第一小学校屋内運動場整備事業でございます。

3月11日発生いたしました2011東北地方太平洋沖地震時に当工事は1階躯体部分のコンクリート打設工事中であり、工事を一時中止し、作業員の安全を確認した後、再開のタイミングをうかがっていましたが、停電により生コンプラントが全面的に停止状態になり、1階躯体コンクリート打設を途中で中止せざるを得ませんでした。この中止により、梁については当日打設量の2分の1が未了、コンクリートのこぼれ、水平打設部分で未完部分がありました。スラブについては、当日打設量の3分の2が未了でございまして、打設部分に水勾配不良、スラブ厚さ変異、仕上げ不良。各所梁・スラブコンクリートに沈み込み。鉄筋については打設中途部分のコンクリートによる汚れ、地震による揺れにより鉄筋の移動。1階土間部分においてクラック発生、ストック鉄骨アンカーボルトが海水に水没したことにより錆発生といった被害がありました。

これを受け、当方工事監理委託業者・施工業者と再三にわたる協議の結果、当日打設したコンクリートを撤去した後、鉄筋に付着したコンクリートを高圧洗浄し、再度打ち直し、打設し直しする工法が構造上・機能上最適と判断したものでございます。

工期は平成23年6月末を予定しておりましたが、この被災により9月末を延コウ工期として

おります。

なお、天災等発注者・受注者双方の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害が生じたときは建設工事請負契約書第29条不可抗力による損害により受注者が発注者に請求することができ、発注者は当該損害の額及び当該損害の取り片づけに要する費用の額の合計額を保険等によりてん補された部分、これは契約書の29条2項でございます。及び請負代金額の100分の1以下を除いて、こちらにつきましては契約書の29条4項でございます。負担することとされています。また、第52条火災保険等によれば、受注者は工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険、その他の保険に付されなければならないとありますが、現在建設工事保険として出ている保険に地震・津波による保障を含んでいるものではありません。

以上から、発注者側負担として被害総額2,244万3,750円から現請負契約額2億4,937万5,000円に100分の1を減じた額である1,995万円を損害補償するため補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、若干早いようではありますが、昼食休憩に入ってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで昼食休憩をとりたいと思います。再開は13時といたします。

午前 11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第15 議案第63号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第63号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第63号

平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,460万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第63号、平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、共済組合負担金の負担率の改正に伴い人件費を補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここでお知らせをいたします。13時、高橋利典議員が席に戻っております。

それでは会議を進めます。

日程第16 議案第64号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第64号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第64号

平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,436万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年 6月10日 提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第64号、平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費並びに施設開設準備経費助成特別対策事業補助金を補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第65号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第65号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第65号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

平成23年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,067万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年 6月10日 提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第65号、平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、共済組合負担金の負担率の改正に伴い人件費等を補正し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第66号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第66号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第66号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,576万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,781万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第66号、平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、下水道事業の全体基本計画の見直しによる西柳地区、長田地区の雨水対策事業化等を目指した計画策定に係る経費及び高城雨水ポンプ場、長田第二雨水ポンプ場の老朽化対策費及び共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費を補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第67号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第67号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第67号

平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成23年度松島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度松島町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款水道事業費用、既決予定額5億9,305万円、補正予定額568万6,000円、計5億9,873万6,000円。第1項営業費用、既決予定額5億6,147万2,000円、補正予定額386万5,000円、計5億6,533万7,000円。

第2項営業外費用、既決予定額2,657万8,000円、補正予定額182万1,000円、計2,839万9,000円。

上記以外の予算、既決予定額500万円、補正予定額ゼロ、計500万円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように定める。

科目、職員給与費、既決予定額5,010万4,000円、補正予定額568万6,000円、計5,579万円。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第67号、平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人件費及び災害復旧費に係る支援員の経費を補正し、水道事業費用の総額を5億9,873万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第20、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成23年6月10日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所 -----

氏 名 佐藤 英夫

生年月日 -----

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

人権擁護委員 佐藤英夫氏は、平成23年6月30日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

佐藤英夫氏は、人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、人権擁護問題及び人権啓発事業等積極的に活動されている方であり、再度推薦したいので、よろしく願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読並びに提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、議員の皆様は議員控室にて暫時休憩をお願いいたします。執行者に関しましては、この場でお待ち願います。

午後1時12分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開します。

お諮りします。諮問第3号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

日程第21 松島町農業委員会委員の推薦について

○議長（櫻井公一君） 日程第21、松島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

ここで委員の推薦方法について調整を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

人選に係る意見調整のため、暫時の間休憩をいたします。議員の皆様は議員控室にてお待ちしております。

午後1時21分 休憩

午後 時27分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

松島町農業委員会委員の推薦方法につきましては、指名推選としたいと思います。

それでは、議長より指名させていただきます。鈴木美喜子さん、それから森山寿行さんの2名を指名します。

ここで、2名について、お一人ずつお諮りをします。

初めに、鈴木美喜子さんについてお諮りします。鈴木美喜子さんを松島町農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、鈴木美喜子さんを松島町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、森山寿行さんについてお諮りします。森山寿行さんを松島町農業委員会委員に推薦することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、森山寿行さんを松島町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、13日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時30分 散 会